

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査等の概要

#### 1 監査等の実施日

平成30年12月18日

#### 2 監査の対象

福祉課、町民課、会計課

#### 3 監査の事項及び範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行された事務事業とした。

なお、時間外勤務時間については平成30年4月1日から平成30年9月30日までとした。

#### 4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料及び提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに、所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査を実施した。

### 第2 監査の結果等

各課についての監査結果は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満四捨五入とした。したがって合計額と一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における収入率の算式は、 $(\text{収入額}/\text{調定額} \times 100)$  である。

○ 歳出における執行率の算式は、 $(\text{支払額}/\text{予算現額} \times 100)$  である。

#### 1 福祉課

##### (1) 事務事業の概要

###### ア 課内組織

社会福祉部門、高齢者福祉部門、介護保険部門の3部門で構成されており、所管施設として健康福祉センター、老人福祉センター、神戸西会館がある。

イ 職員人数等は、次のとおりである。

管理職(課長1人、課長補佐1人、課付課長補佐1人)3人、一般職員11人、臨時職員2人、指導員(嘱託職員)1人の合計17人である。

なお、課長は、健康福祉センター及び老人福祉センターの所長兼任、課付課長補佐は神戸西会館の館長兼任である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 一般会計(歳入・手数料他)

a 負担金・民生費負担金・社会福祉費負担金

収入額は84千円で収入率は71.1%である。  
全額、老人施設入所者負担金である。

b 使用料・民生使用料・社会福祉使用料

収入額は3,546千円で収入率は100.6%である。  
内訳は神戸西会館使用料5千円、健康福祉センター使用料3,500千円、公有財産使用料41千円である。

c 雑入・民生費雑入

収入額は1,180千円で収入率は96.4%である。  
内訳は心身扶養共済保険料970千円、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム使用料33千円、訪問入浴サービス利用料131千円、コピー印刷代20千円、ワンコインサービス事業利用料5千円等である。

(イ) 一般会計(歳出・現年)

a 民生費・社会福祉費

支払額は478,269千円で執行率は46.9%である。

(a) 社会福祉総務費

支払額は34,765千円で執行率は72.0%である。

・ 福祉総務費

支払額は144千円で執行率は6.7%である。

・ 民生・児童委員活動費

支払額は3,103千円で執行率は48.3%である。

・ 戦没者追悼事業費

支払額は538千円で執行率は83.1%である。

・ 社会福祉協議会補助金

支払額は30,000千円で執行率は82.3%である。

・ 福祉介護手当支給事業費

支払額は 980 千円で執行率は 39.5%である。

(b) 老人福祉費

支払額は 67,571 千円で執行率は 80.0%である。

・ 老人福祉対策費

支払額は 908 千円で執行率は 64.5%である。

・ 敬老事業費

支払額は 3,146 千円で執行率は 78.7%である。

・ 社会福祉施設管理事業費

支払額は 50,250 千円で執行率は 82.1%である。

主なものは指定管理委託料 23,894 千円(健康福祉センター22,827 千円、老人福祉センター981 千円、他 1 件 86 千円)、健康福祉センター総合設備委託料 7,193 千円、相寿園管理組合負担金 19,114 千円である。

・ 老人保護措置費

支払額は 3,016 千円で執行率は 47.4%である。

主なものは扶助費(相寿園 2 人、九重荘 1 人)で 2,992 千円である。

・ 高齢者社会参加推進事業費

支払額は 9,905 千円で執行率は 99.9%である。

主なものは町老人クラブ活動補助金(さわやかクラブ等) 2,636 千円、シルバー人材センター運営費補助金 7,139 千円である。

・ 高齢者見守り体制整備事業費

支払額は 2 千円で執行率は 0.3%である。

・ ひとり暮らし高齢者等対策事業費

支払額は 343 千円で執行率は 33.4%である。

(c) 心身障害者福祉費

支払額は 304,081 千円で執行率は 50.4%である。

・ 心身障害者福祉費

支払額は 1,111 千円で執行率は 24.8%である。

・ 心身障害者更生援護費

支払額は 27,332 千円で執行率は 56.1%である。

主なものは重度障害者(児)医療費審査手数料 1,067 千円、重度障害者医療費 25,568 千円である。

・ 心身障害者施設等負担金

支払額は 12,216 千円で執行率は 50.9%である。  
全額、駿遠学園管理組合負担金である。

- ・ 心身障害者自立支援事業費

支払額は 246,914 千円で執行率は 50.0%である。

主なものは補装具支給事業費 1,349 千円、自立支援認定審査事務運営負担金 1,251 千円、更生医療給付費 13,448 千円、デイサービス等給付費 74,414 千円、居宅介護給付費 12,596 千円、短期入所介護給付費 3,576 千円、自立訓練、就労移行支援給付費 2,335 千円、生活介護給付費 48,260 千円、就労継続支援給付費 50,638 千円、施設入所給付費 9,947 千円、サービス利用計画作成費(障害者)6,104 千円、精神障害者医療費 1,678 千円、共同生活援助給付費 13,782 千円、療養介護給付費 2,585 千円、サービス利用計画作成費(障害児)2,508 千円、療養介護医療費 962 千円、育成医療給付費 281 千円である。

- ・ 障害者自立支援施設管理事業費

支払額は 618 千円で執行率は 15.4%である。

- ・ 地域生活支援事業費

支払額は 15,890 千円で執行率は 55.1%である。

主なものは訪問入浴サービス委託料 1,308 千円、相談支援事業委託料 7,000 千円、移動支援事業委託料 1,588 千円、日常生活用具給付費 2,916 千円である。

(d) 人権・地域改善費

支払額は 1,853 千円で執行率は 38.6%である。

- ・ 人権・地域改善費

支払額は 97 千円で執行率は 24.1%である。

- ・ 神戸西会館運営費

支払額は 1,756 千円で執行率は 39.9%である。

(e) 介護保険費

支払額は 7,000 千円で執行率は 25.2%である。

- ・ 介護保険事業会計繰出金

支払額は 70,000 千円で執行率は 25.3%である。

全額、介護給付費繰出金(事業費の 12.5%)である。

(ウ) 介護保険事業特別会計(歳入)

収入額は 908,117,584 千円で収入率は 79.5%である。

a 保険料・介護保険料

収入額は 227,733 千円で収入率は 49.3%である。

(a) 特別徴収保険料

収入額は 214,424 千円で収入率は 50.1%である。  
全額、現年度分である。

(b) 普通徴収保険料

収入額は 13,309,430 千円で収入率は 39.3%である。  
内訳は現年度分 12,626 千円で収入率は 46.7%、過年度分 684 千円で収入率は 10.1%である。

b 使用料及び手数料・手数料

(a) 手数料・督促手数料

収入額は 13 千円、収入率は 100.0%である。

c 国庫支出金

収入額は 213,518 千円で収入率は 100.0%である。

(a) 国庫負担金・介護給付費国庫負担金

収入額は 175,581 千円で収入率は 100.0%である。  
全額、現年度分である。

(b) 国庫補助金・財政調整交付金

収入額は 14,515 千円で収入率は 100.0%である。  
全額、現年度分である。

d 支払基金交付金・支払基金交付金

収入額は 248,840 千円で収入率は 100.0%である。

(a) 介護給付費交付金

収入額は 230,608 千円で収入率は 100.0%である。  
内訳は現年度分 229,750 千円、過年度分 858 千円である。

(b) 地域支援事業支援交付金

収入額は 18,232 千円で収入率は 100.0%である。  
内訳は現年度分 16,407 千円、過年度分 1,825 千円である。

e 県支出金・県負担金・介護給付費県負担金

収入額は 122,784 千円で収入率は 100.0%である。

f 財産収入・財産運用収入・利子及び配当金・準備基金利子

収入額は 3 千円で収入率は 100.0%である。

g 繰入金・一般会計繰入金・介護給付費繰入金

- 収入額は 70,000 千円で収入率は 100.0%である。
- h 繰越金・前年度繰越金  
収入額は 24,386 千円で収入率は 100.0%である。
- i 諸収入  
収入額は 840 千円で収入率 93.1%である。
- (a) 雑入  
収入額は 759 千円で収入率は 92.4%である。  
・ 雑入は 759 千円で収入率 92.4%である。
- (b) 預金利子  
収入額は 1 千円で収入率は 100.0%である。
- (c) 延滞金  
収入額は 80 千円で収入率は 100.0%である。
- (工) 介護保険事業特別会計（歳出）  
支払額は 950,146 千円で執行率は 48.6%である。
- a 総務費  
支払額は 25,897 千円で執行率は 66.9%である。
- (a) 総務管理費・一般管理費  
支払額は 3,138 千円で執行率は 38.4%である。  
主なものは介護保険制度運営事業費 2,047 千円、一般諸経費 961 千円である。
- (b) 徴収費・賦課徴収費  
支払額は 1,104 千円で執行率は 69.9%である。
- (c) 介護認定審査会費  
支払額は 21,552 千円で執行率は 75.0%である。
- (d) 趣旨普及費  
支払額は 26 千円で執行率は 94.5%である。
- (e) 介護保険運営協議会費  
支払額は 77 千円で執行率は 42.3%である。
- b 保険給付費  
支払額は 826,049 千円で執行率は 48.9%である。
- (a) 介護給付費  
支払額は 782,160 千円で執行率は 48.7%で全額、介護サービス等諸費である。  
主なものは居宅介護サービス給付費 325,638 千円、地域密着型介護サービス給付費 85,486 千円、施設介護サービ

ス給付費 307,984 千円、居宅介護福祉用具購入費 697 千円、居宅介護住宅改修費 2,836 千円、居宅介護サービス計画給付費 34,509 千円、居宅支援サービス給付費 18,375 千円、地域密着型介護予防サービス給付費 1,274 千円、居宅支援住宅改修費 1,524 千円、居宅支援サービス計画給付費 3,537 千円である。

(b) 高額介護サービス等諸費

支払額は 14,947 千円で執行率は 59.3% で全額、高額介護サービス事業費である。

主なものは高額介護サービス給付費 12,261、高額医療合算介護サービス給付費 2,672 千円である。

(c) その他諸費・審査支払手数料

支払額は 561 千円で執行率は 46.9% である。

(d) 特定入所者介護サービス等費

支払額は 28,381 千円で執行率は 48.3% である。

c 地域支援事業費

支払額は 98,153 千円で執行率は 53.0% である。

(a) 介護予防・生活支援サービス事業費

支払額は 30,416 千円で執行率は 29.8% である。

・ 介護予防・生活支援サービス事業費

支払額は 27,827 千円で執行率は 29.9% である。

・ 介護予防ケアマネジメント事業費

支払額は 2,588 千円で執行率は 28.5% である。

(b) 包括的支援・任意事業費

支払額は 51,478 千円で執行率は 86.2% である。

・ 包括的支援事業費

支払額は 49,039 千円で執行率は 89.8% である。

主なものは包括支援センター運営事業委託料 36,226 千円、生活支援体制整備事業委託料 1,991 千円である。

・ 任意事業費

支払額は 2,439 千円で執行率は 47.9% である。

主なものは介護相談員派遣事業報償金 515 千円、配食サービス事業委託料 649 千円、家族介護支援事業委託料 661 千円である。

(c) 一般介護予防事業費

支払額は 16,185 千円で執行率は 70.5%である。

主なものは運動器の機能向上事業委託料 9,199 千円、認知症予防事業委託料 4,469 千円である。

d 諸支出金

支払額は 48 千円で執行率は 0.1%である。

(a) 償還金及び還付金

支払額は 48 千円で執行率は 0.2%である。

エ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均 1 人当たり 27.47 時間である。

(庁内平均 18.49 時間)

オ 所管施設の利用状況は、次のとおりである。

(平成 30 年 10 月 31 日現在)

(ア) 健康福祉センター及び老人福祉センター

a 開館日数 207 日

b 使用日数 189 日

c 使用延人数 20,395 人

(a) 健康福祉センター計 12,820 人

内訳：ミーティングルーム 2,793 人、

プレイルーム 925 人、生きがい工房 2,387 人、

ボランティアビューロー 1,671 人、研修室 5,044

人

(b) 老人福祉センター計 7,575 人

内訳：和室（3 室）1,086 人、大広間 2,617 人、

浴室 431 人、リラックスルーム 3,441 人

(イ) 神戸西会館

a 開館日数 177 日

b 使用日数 128 日

c 使用延人数 1,685 人

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。

2 町民課

(1) 事務事業の概要

住民窓口部門、国保部門の 2 部門で構成されている。

ア 職員人数等は、次のとおりである。



管理職(課長)1人、一般職員10人、短時間再任用職員1人、行政サポーター2人、嘱託職員1人、臨時職員4人の合計19人である。  
イ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く)

(ア) 一般会計(歳入)

a 戸籍窓口手数料

収入額は6,144千円で収入率は100.0%である。

(イ) 一般会計(歳出・現年)

a 戸籍住民基本台帳費

支払額は18,646千円で執行率は40.4%である。

全額、戸籍・住民基本台帳事務費で、主なものは臨時職員賃金2,817千円、住民ネットワークシステム委託料1,882千円、戸籍電算事務委託料4,071千円、事務器借上料4,527千円、コンビニ交付サービス使用料2,514千円である。

b 国民年金事務費

支払額は194千円で執行率は10.9%である。

c 老人保健事業費

支払額は170,814千円で、執行率は62.9%である。

全額、後期高齢者医療事業事務費で、主なものは療養給付費負担金161,124千円、後期高齢者医療広域連合負担金7,257千円、通信運搬費他役務費420千円、人間ドック委託料他委託料1,461千円である。

(ウ) 国民健康保険事業特別会計(歳入)

収入額は1,557,001千円で、収入率は73.9%である。

a 国民健康保険税

収入額は377,294千円で、収入率は40.7%である。

b 県支出金

収入額は989,613千円で、収入率は100.0%である。

c 繰越金

収入額は189,912千円で、収入率は100.0%である

d 諸収入

収入額は182千円で、収入率は56.5%である。

(エ) 国民健康保険事業特別会計(歳出)

支払額は1,391,075千円で、執行率は46.7%である。

a 総務費

支払額は 6,282 千円で、執行率は 41.0% である。

(a) 一般管理費

支払額は 3,776 千円で、執行率は 36.8% である。

主なものは臨時職員賃金 656 千円、需用費 813 千円、国  
保連 電算処理手数料 995 千円、電算処理委託料 486 千円  
である。

(b) 国民健康保険団体連合会負担金

支払額は 685 千円で、執行率は 66.7% である。

(c) 賦課徴収費

支払額は 1,758 千円で、執行率は 48.7% である。

(d) 運営協議会費

支払額は 63 千円で、執行率は 15.7% である。

b 保険給付費

支払額は 989,849 千円で、執行率は 51.5% である。

(a) 一般被保険者療養給付費

支払額は 816,570 千円で、執行率は 50.2% である。

(b) 退職被保険者等療養給付費

支払額は 9,028 千円で、執行率は 37.0% である。

(c) 一般被保険者療養費

支払額は 6,037 千円で、執行率は 60.5% である。

(d) 退職被保険者等療養費

支払額は 10 千円で、執行率は 3.9% である。

(e) 審査支払手数料

支払額は 2,644 千円で、執行率は 56.5% である。

(f) 一般被保険者高額療養費

支払額は 145,714 千円で、執行率は 60.8% である。

(g) 退職被保険者等高額療養費

支払額は 1,825 千円で、執行率は 75.0% である。

(h) 出産育児一時金

支払額は 6,717 千円で、執行率は 47.0% である。

(i) 審査支払手数料

支払額は 3 千円で、執行率は 42.0% である。

(j) 葬祭費

支払額は 1,300 千円で、執行率は 68.4% である。

c 国民健康保険事業費納付金

支払額は 386,642 千円で、執行率は 47.0%である。

(a) 医療給付費分

支払額は 272,694 千円で、執行率は 47.0%である。

(b) 後期高齢者支援金等分

支払額は 82,898 千円で、執行率は 47.0%である。

(c) 介護納付金分

支払額は 31,050 千円で、執行率は 47.0%である。

d 保健事業費

支払額は 6,709 千円で、執行率は 21.2%である。

内訳は保健衛生普及費 2,752 千円、特定健康診査等事業費 3,958 千円である。

e 諸支出金

支払額は 1,593 千円で、執行率は 4.9%である。

主なものは、一般被保険者保険税還付金 1,569 千円である。

(オ) 後期高齢者医療事業特別会計(歳入)

収入額は 98,079 千円で、収入率は 45.9%である。

a 後期高齢者医療保険料

収入額は 97,367 千円で、収入率は 45.7%である。

b 繰越金他

収入額は 712 千円で、収入率は 100.0%である。

(カ) 後期高齢者医療事業特別会計(歳出)

支払額は 83,235 千円で、執行率は 31.2%である。

a 後期高齢者医療広域連合納付金

支払額は 82,165 千円で、執行率は 31.0%である。

b 諸支出金

支払額は 1,069 千円で、執行率は 75.4%である。

全額、保険料還付金である。

ウ 人口動態(平成 30 年 10 月末)

住民数は 29,665 人(内外国人住民 1,432 人)、世帯数は 11,204(内外国人世帯 871)である。

エ マイナンバーカード

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日)

(ア) マイナンバー制度に係る日曜開庁利用件数は 59 件である。

内訳・カード申請 11 件、カード交付 19 件(月 1 回・第 2 日曜

日)、その他関連事務 29 件である。

(イ) マイナンバーカード交付件数は 173 件である。

オ 国民健康保険加入状況 (平成 30 年 10 月末)

世帯数は 3,633 であり、被保険者総数は 6,061 人で内訳は一般被保険者数 6,026 人、退職被保険者等 35 人である。

カ 静岡県後期高齢者医療保険加入状況 (平成 30 年 9 月末)

被保険者数は 3,530 人である。

キ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均 1 人当たり 21.13 時間である。

(庁内平均 18.49 時間)

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。

### 3 会計課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

会計のみの構成である。

イ 職員人数等は、次のとおりである。

管理職(課長)1 人、一般職員 2 人、再任用職員 2 人の合計 5 人である。

ウ 事務事業の執行状況(歳出)は次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)

(ア) 会計管理費

a 出納管理事務費

支払額は 211 千円で執行率は 11.4%である。

主なものは印刷製本費 59 千円、電算処理委託料 108 千円である。

エ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均 1 人当たり 28.25 時間である。

(庁内平均 18.49 時間)

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。